



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和4年12月22日（木） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電話番号
里川振興課	水産係	大原・下村	内線 2912 直通 058-272-8293 FAX 058-278-2695

「外来魚コクチバス※¹のリリース禁止」に係る 内水面漁場管理委員会の指示※²について

令和4年度第3回漁場管理委員会において下記の通り指示がありましたのでお知らせします。

記

1 指示内容

コクチバスを採捕した者は、これをその水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 指示の区域

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面

3 指示の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※1 コクチバス

北米原産の肉食性の外来魚。低水温環境へ適応できることと、高い遊泳力をもつことから河川において繁殖可能。1990年代初頭に日本に定着。全国では34都道府県で生息が確認されており、水産資源への食害が発生。2005年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において特定外来生物に指定。

※2 内水面漁場管理委員会の委員会指示

漁業法第120条第1項及の規定に基づき、「水産動植物の繁殖保護」、「漁業権又は入漁権の行使の適切化」、「漁場の使用に関する紛争の防止又は解決」などのため、「水産動植物の採捕に関する制限又は禁止」などを、関係者に対し指示することができる。なお、関係者とは漁業従事者に限らず、適用すべき全ての方を含み、特定の方・不特定の方を問わない。

委員会指示に従わない場合、漁場管理委員会の申請に基づいて、都道府県知事から指示に従うように命令がなされるが、この命令に従わない場合は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処せられる。